

令和3年第10回室蘭市教育委員会定例会

会議録

令和3年第10回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年10月20日(水)
開会 午後4時30分
閉会 午後5時10分

2 場 所 室蘭市環境科学館・図書館 多目的室

3 本日の議事日程

日程	番号	件 名
第1		会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
第2		会 議 録 承 認 に つ い て
第3	報告第1号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 教 育 長 職 務 代 理 者 指 名 の 件
第4	報告第2号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 1 1 月 行 事 予 定 の 件
第5	報告第3号	教 育 機 関 等 に 対 す る 寄 附 採 納 の 件
第6	報告第4号	令 和 3 年 度 全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 結 果 の 件
第7	議案第1号	室 蘭 市 環 境 科 学 館 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 制 定 の 件
第8	議案第2号	室 蘭 市 環 境 科 学 館 条 例 施 行 規 則 制 定 の 件
第9	議案第3号	市立室蘭図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件
第10	議案第4号	市立室蘭図書館条例の一部改正に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則制定の件
第11	議案第5号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 公 印 規 程 中 一 部 改 正 の 件
第12	議案第6号	休館日に係る教育委員会関係規則の整理に関する規則制定の件
第13	議案第7号	室 蘭 市 文 化 財 審 議 会 委 員 の 委 嘱 の 件

4 出席委員 國枝教育長 前田委員 稲川委員 定廣委員

5 説明員 伊藤教育部長 西館教育部次長 高田教育指導参事
坂口総務課長 椎名指導主事 河内指導主事 山口学校教育課長
佐々木生涯学習課主幹 佐藤生涯学習課主幹
伏見図書館長 本野学校給食センター所長

國枝教育長

ただ今から、令和3年第10回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に前田委員を指名いたします。

次は、日程第2「会議録承認について」であります。令和3年第9回定例会の会議録は、先日、委員の皆様以案として配布いたしております。配布案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、承認といたします。

次は、日程第3「報告第1号 室蘭市教育委員会教育長職務代理者指名の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「報告第1号 室蘭市教育委員会教育長職務代理者指名の件」についてご説明いたします。

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項及び室蘭市教育委員会会議規則第2条の規定により、「教育長に事故あるとき。または、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行う」と規定されており、これらの規定に基づきまして、さる10月1日付けにて、奈良委員を教育長が職務代理者として指名しておりますことをご報告するものでございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第1号は終了といたします。

次は、日程第4「報告第2号 室蘭市教育委員会11月行事予定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「報告第2号 室蘭市教育委員会11月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明いたします。次のページの報告第2号別紙をご覧ください。はじめに、生涯学習課でございます。社会教育では、21日に「男

女共生セミナー第3講」がミンクールで開催されます。次の文化振興・青少年では、3日に「令和3年度室蘭市青少年及び青少年育成者・芸術文化・生活文化伝承者・スポーツ表彰式」が室蘭プリンスホテルで開催されます。次の民俗資料館では、28日までロビー展「むろらの丸井さん」が、23日にとんてん館寺子屋教室「干支凧づくり」体験学習会が開催されます。次の市民美術館では、14日まで「伏木田光夫展」が、28日まで「大築笙子展」が開催されるほか、「室蘭の写真家による8人展」、「市民文化祭 写真展」が開催されます。次のスポーツでは、3日に先ほど文化振興・青少年で申し上げました、表彰式が開催されるほか、28日に「スポーツ少年団体力テスト判定会&スポーツ交流会」が開催されます。次に図書館でございます。おはなし会、ブックスタートが随時開催されます。次の港の文学館では引き続き、企画展「世界の児童文学展」が開催されます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了といたします。

次は、日程第5「報告第3号 教育機関等に対する寄附採納の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「報告第3号 教育機関等に対する寄附採納の件」についてご説明いたします。次のページの報告第3号別紙をご覧ください。寄附採納は1件でございまして、八丁平フットボールクラブ様よりサッカーゴール1組、金額にいたしまして35万円相当の寄附をいただいたもので、教育活動の充実に活用させていただきます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第3号は終了といたします。

次は、日程第6「報告第4号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

令和3年度「全国学力・学習状況調査」の結果について報告申し上げます。

報告第4号別紙資料をご覧ください。こちらの表は、上段に各教科の全国・全道の平均点を表しております。

中段は、令和3年度と平成31年度における、学力の到達度を全国平均点と比較したものでございまして、教科ごとの学力状況の分布表となっております。表の中の数字は学校数を示しております。なお、昨年度はコロナ禍の影響により調査が行われておりませんことをご承知おきください。

下段にはカッティングポイントを明記しておりますが、全国平均値を0とした場合の、各学校の状況を9段階で表記したものであります。「やや低い」、全国平均点よりも-5ポイントより上の部分が太枠で示されております。こちらが全国水準と同等以上にあることを意味しております。

また、網掛けにつきましては、本市の平均値を表しております。この資料より見られる本市における成果と課題ですが、成果といたしましては、小学校においては、国語が全国平均値と同程度となっていること、また9校中8校までが全国水準と同等以上となっていることが挙げられます。中学校では、国語において平均値の全国比はやや下がったものの、7校中5校が全国水準と同等以上となったことが挙げられます。

課題といたしましては、小学校では、算数の市内平均値が全国と比べ「やや低い」となったことが挙げられます。中学校でも数学において、全国水準となる学校が7校中3校となったこと、市内平均値が全国と比べ「やや低い」となったことが挙げられます。

1枚おめくりください。このページと次のページは、1枚目が小学校、2枚目が中学校の科目領域別にレーダーチャートでまとめたものでございます。こちらの表につきましては、全国平均値の100、こちらは点線で表しております。これを基準として、本市の現状を赤い実線で表しております。ポイントが低い部分が点線の内側に入り込み、高い部分は外側に突き出ております。

成果といたしまして、1枚目小学校においては、グラフ上部にございます国語の「言葉の特徴や使い方に関する

る知識及び技能」、これは主に文法事項や漢字の読み書きに関わる部分が全国平均値を上回る結果となっていること、算数でこれまで課題の見られたグラフ左下にございます「図形」や「測定」の領域において改善が見られ、全国平均に近い結果となったことが挙げられます。

中学校においては、グラフ上部の国語「話すこと・聞くこと」と右下の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が全国平均に近い結果となったことが成果として挙げられます。

課題といたしまして、小学校においては、グラフ左上部、算数の「変化と関係」、「データの活用」の領域に落ち込みが見られることが挙げられます。

中学校では、グラフ右部「読むこと」の領域にて国語では落ち込みが見られました。「読むこと」とありますが、主に読み取ったことを基に、自分の考えを表現する種類の問題です。また、グラフ下部から左上にかけて、数学のそれぞれの領域において、様々な事柄を数学的な表現を用いて説明する種類の問題にて、正答率が全国平均より大きく下回っております。

全体を通じまして、今回特に算数・数学の結果に落ち込みが見られた要因には、基本的な知識・技能の力がある程度定着し、底上げが図られている一方で、それを活用するための思考・判断・表現の力の不足があると考えております。この点については、昨年度のコロナ禍において、対面での話し合い、机を班の形につき合わせてのグループ活動、自分の考えを仲間に発表する場、などが著しく制限されたことも、要因の1つではないかと思われれます。一方で、考え方を交流する活動は、「話し合い」ととどまらず、ワークシートやノートの交流など様々な工夫も考えられますので、室蘭市の学力の課題改善のためには、特定の教科だけではなく、教科横断的に事柄を基に考える力を養い、自分の考えを表現したり、自他の考えを交流したり、比較しながら考えたりする活動などの充実が重要であると考えており、各学校にはその旨、学校訪問や研究所の研修講座などを通じて指導しております。

続きまして、1枚おめくりください。ここから3枚は、学習・生活習慣の調査結果の平成27年度～令和3年度

までの経年比較となっております。各ページの左半分が小学生、右半分が中学生となっております。各グラフ上部の表にあります「国・市差」につきましては、全国の平均値と本市の平均値との差となっております。また、折れ線グラフ内にあります黒丸が本市の平均値を、青い三角が全国の平均値を表しております。

調査が行われた全項目の中から、ここでは9項目に絞ってご説明いたします。①～③は規則正しい生活習慣を見取る項目です。これらの結果から、小中ともに、全国水準とほぼ同程度となっております。特に中学校では、規則正しい生活習慣が年々改善している傾向が見られ、寝起きの時刻がともに全国を上回っております。④読書時間につきましても、引き続き全国水準を維持しております。⑤・⑥の家庭での1時間以上の学習に関しては、小中ともに改善傾向が見られ、平日・休日ともに全国を上回っております。特に中学校において大きな改善傾向が見られました。⑦「自分にはよいところがある」の項目についてですが、小学校では大きく減少に転じました。これにつきましては、⑨の項目と併せて後ほどご説明いたします。なお、こちらの項目は、中学校においては上昇傾向が見られます。⑧「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の項目ですが、小中ともに全国を大きく上回っております。学校や家庭において、日頃から継続して指導された成果が現れている部分と言えます。⑨「学校に行くのは楽しい」の項目は、小学校では減少に転じました。これは、先ほどの⑦「自分にはよいところがある」の項目と併せ大幅な減少となりますが、全国的にも同様の傾向が見られることから、コロナ禍により様々な学校行事が縮小されたことや児童会活動・異なる学年での交流、授業における体験活動等を十分に行うことが出来なかったことが、小学生の発達段階的に、中学生より大きく影響しているのではないかと推察しております。一方の中学校では、全国平均が減少する中、この値に若干の上昇が見られます。⑦の項目でも若干の上昇が見られたことから、あくまでも推察ですが、コロナ禍においても学習活動や部活動などの中で、生徒の自信につながる働きかけなどがあったのではないかと考えております。

これら調査結果の分析から明らかとなつてまいりました本市の児童生徒の学力及び生活学習習慣の実態や課題については、校長会・教頭会にて報告するとともに、各校の学力分析・課題の把握・改善策を公表して、保護者と連携を図り、さらなる生活習慣・学習習慣の醸成に努めるよう指導してまいります。また、今後調査結果の分析を進め、本市の更なる学力向上への取組の強化に努めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

稲川委員

小学生、中学生、それぞれ何年生が対象の調査ですか。

椎名指導主事

小学校6年生と中学校3年生が対象となります。

國枝教育長

調査結果をみると、学校によってばらつきがあります。各校にはデータを渡して、自校がどの位置にいるのか、どこが良く、どういったところを苦手としているのかなど把握してもらい、他校の取組みなども情報共有しながら、対策を講じているところです。

稲川委員

地域ごとの差というのは、先生の教える力であったり、家庭環境であったり、様々な要因があると思うが、例年、上位と下位は固定化されているといった傾向はあるのか。

椎名指導主事

年にとって若干の変動はありますが、地域による差、固定化というところは見受けられるところはあります。様々な要因が考えられますが、一方で、今までなかなか学力が上がらなかった地域の学校においても継続した取組みを進めることで、成果がでてきた学校もありますので、引き続きしっかりと成果の出せるような取組みは是非続けてくださいというようなことは学校にはお伝えしております。

國枝教育長

ほかに、ありませんか。それでは、報告第4号は終了といたします。

次は、日程第7「議案第1号 室蘭市環境科学館条例

の一部の施行期日を定める規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

西館教育部次長

「議案第1号 室蘭市環境科学館条例の一部の施行期日を定める規則制定の件」について、ご説明申し上げます。

議案第1号参考の資料をご覧ください。第13条の後に附則が記載されておりますが、ここで、「教育委員会規則で定める日から施行する」こととしており、その施行期日については「令和3年12月25日」とさせていただくものでございます。説明は、以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

現在、12月25日のオープンに向けて工事は順調に進んでおり、今は駐車場の整備を行っているところです。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第8「議案第2号 室蘭市環境科学館条例施行規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

西館教育部次長

「議案第2号 室蘭市環境科学館条例施行規則制定の件」について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほどの議案第1号で施行期日、平たく申し上げますとオープンの日を定めたということですが、室蘭市環境科学館について、管理運営の詳細に関する規程の整備を行うものでございます。

主な内容につきましては、開館時間は、第2条において、通常午前10時から午後5時まで、11月から2月末までは午後4時までとしております。

施設の休館日は、第3条において、祝日の翌日、月曜

日、年末年始の12月29日から1月3日とし、ただし義務教育諸学校の夏休み・冬休み・春休みにあたる期間は、休まず開館することとしております。

入場料の減免対象については、第5条において、義務教育諸学校、障がい者及びその介助者等としております。

また、指定管理者及び指定期間を、第11条及び第12条で明記し、利用料金収入を指定管理者に収受させることを定めております。

第13条においては、この規則に定めるほか、必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

施行期日につきましては、条例の施行期日に合わせまして「令和3年12月25日」としております。

説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第9「議案第3号 市立室蘭図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

伏見図書館長

「議案第3号 市立室蘭図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」について、ご説明させていただきます。

昨年11月の当定例会にて新館建設に伴う図書館の位置の変更、環境科学館との合築に伴う連携事項の追加、および施設の名称と設置目的の条例改正についてご報告させていただきましたが、開館日が12月25日に決定した事に伴い、当該条例の施行期日を定めるための規則を制定するものでございます。説明は、以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第10「議案第4号 市立室蘭図書館条例の一部改正に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

伏見図書館長

「議案第4号 市立室蘭図書館条例の一部改正に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則制定の件」について、ご説明させていただきます。

施設名称が先ほどの条例の施行により、「市立室蘭図書館」から「室蘭市図書館」に変更することに伴いまして、各規定の整備を行うものでございます。

「市立室蘭図書館」の名称が入っている、図書館組織規則、行政組織規則、条例施行規則につきまして、「室蘭市図書館」に名称を変更し、また、合わせて利用者カード申請様式の一部変更など、新館開館に合わせた規定の整備を行うものでございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

昔は、多くの図書館が「市立〇〇図書館」であったのですが、今は「〇〇市図書館」に変更しているところがほとんどでありますから、今回施設が新しくなりますので、わかりやすい名称にさせていただければと思っております。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第11「議案第5号 室蘭市教育委員会公印規程中一部改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

伏見図書館長

「議案第5号 室蘭市教育委員会公印規程中一部改正の件」について、ご説明いたします。

先ほどの議案と同様の理由でございますが、「市立室蘭図書館」から「室蘭市図書館」に名称を変更することに伴う、公印規定の改正でございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第12「議案第6号 休館日に係る教育委員会関係規則の整理に関する規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「議案第6号 休館日に係る教育委員会関係規則の整理に関する規則制定の件」についてご説明いたします。

本件は、環境科学館の開館に向けた規則整備に際しまして、教育委員会規則において休館日に関する規定がいくつかあるのですが、一部実態に即していない部分が確認されましたことから、同様の休館日に関する規定のある教育委員会関係規則について、規定を統一的に整備するものでございます。

休日の翌日（祝日）及び月曜日を休館日としてしている施設がいくつかございますが、それらの施設については、祝日、土曜日、日曜日は、開館することが原則であり、実際の運用としても、それらの日は開館しています

が、一部、土曜日が規定上休館日となるものがありましたことから、今回、統一的に規定を整備するもので、室蘭市民俗資料館管理規則、市立室蘭図書館条例施行規則、室蘭市港の文学館条例施行規則の3つの規則につきまして、改正するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第13「議案第7号 室蘭市文化財審議会委員の委嘱の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

西舘教育部次長

「議案第7号 室蘭市文化財審議会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、室蘭市文化財保護条例第20条の規定に基づき設置しております「室蘭市文化財審議会」の委員が、11月3日をもって任期が満了となりますことから、新たな委員を委嘱するものでございます。

議案第7号別紙をご覧ください。新たに委員を委嘱する方々は、別紙のとおり6名であり、このうち、6名すべての方が再任となっております。委嘱の期間は、令和3年11月4日から令和5年11月3日までの2年間となっております。なお、参考といたしまして、室蘭市文化財保護条例の抜粋を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。ご審議賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第7号は原案のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これを持ちまして、令和3年第10回室蘭市教育委員会定例会を閉会いたします。

本委員会の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

室蘭市教育委員会教育長 國 枝 信

室蘭市教育委員会委員 前 田 弘 子

会 議 録 調 製 員 坂 口 淳